

令和6年7月19日
学 習 支 援 部

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応については下記のとおりです。

記

1 対象となる警報 熱中症特別警戒アラート

2 対象となる地域 京都府

3 生徒の対応

熱中症特別警戒アラートの該当日は臨時休業（自宅学習）

4 その他

(1) 電話で学校に問い合わせないこと。（学校の電話回線は緊急連絡に使用するため。）

(2) 休業にならない場合（熱中症警戒アラート）でも、熱中症等体調の管理には十分注意して行動すること。